- 1 本件訴えのうち、大阪市長がAに対して平成15年11月19日付けで行った児童福祉法33条に基づく一時保護処分の取消しを求める部分を却下する。 2 原告のその余の請求を表する。

 - 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1

- 大阪市長がAに対して平成15年11月19日付けで行った児童福祉法33条に基づく一時保護処分を取り消 1 す。
- ・2 被告は、原告に対し、300万F まで年5分の割合による金員を支払え。 300万円及びこれに対する平成16年7月31日(訴状送達の日の翌日)から支払済み 事案の概要

第2 事業の概要 本件は、Aの母である原告が、大阪市長がAに対して平成15年11月19日に行った児童福祉法(平成16年法律第153号による改正前のもの。以下「法」という。)33条2項の規定による一時保護処分(以下「本件処分」という。)は、Aに対する虐待が存在しないにもかかわらず虐待を理由としてされたものであるから一時保護の要件を欠き違法であるなどと主張して、本件処分の取消しを請求するとともに、違法な本件処分によりAと引き離されて家庭生活を破壊され、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、慰謝料300万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成16年7月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

争いのない事実等

- 1 争いのない事実等 (1) 原告はAの母である(当事者間に争いのない事実)。 (2) Aは、平成5年〇月〇日、父Bと母である原告との間に出生したが、同年10月から法27条1項3号の措置により乳児院に入所し、平成8年1月、措置変更により児童養護施設に入所し、同年8月、同号の措置により山形県東村山郡 α に居住するC夫妻に里親委託されて、C夫妻の下で監護養育されていた。ところが、原告は、平成11年4月ころから、Aの引取りを強く要求するようになり、同年5月、Aについての里親委託が解除されて法33条に基づくC夫妻の委託一時保護の措置がとられ、平成12年8月、委託一時保護の措置が解除された。同月、原告は、C夫妻を被告として人身保護請求の訴えを提起し、同年11月6日、原告の請求が認められて、Aは原告に引き取られた。そして、Aは、以後原告の下で監護養育され、同月7日大阪市立 β 小学校(以下「 β 小学校」という。)に転入し、平成13年9月1日、転居に伴い大阪市立 γ 小学校」という。)に転入し、平成15年7月1日、転居に伴い大阪市立 γ 小学校(以下「 γ 小学校」という。)に転入し、平成15年7月1日、転居に伴い大阪市立 γ 小学校(以下「 γ 小学校」という。)に転入し、平成15年7月1日、転居に伴い大阪市立 γ 小学校(以下「 γ 小学校」という。)に転入し、同年11月19日当時、 γ 小学校に小学4年生として通学していた(当事者間に争いのない事実、 γ 2、3)。
- 学していた(当事者間に争いのない事実、乙2、3)。 (3) Aの担任の教師は、Aから、同日、家に帰りたくない旨の申し出を受けたことから、大阪市中央児童相談所(以下「本件児童相談所」という。)に対し、同日、Aの虐待に関する通報を行った(当事者間に争いのない事実、乙 1, 弁論の全趣旨)

限を有している(乙19)

- (4) 大阪市長から法28条1項の措置に関する権限を委任された大阪市中央児童相談所長(以下「本件所長」とい)は、大阪家庭裁判所(以下「大阪家裁」という。)に対し、東京は15年10日(10年) う。)は、大阪家庭裁判所(以下「大阪家裁」という。)に対し、平成15年12月24日付けで、Aに係る法28条1項1号に基づく里親委託措置承認の申立てを行った(乙1、19、20)。大阪家裁は、平成16年3月12日、上記申立てに係る里親委託措置を承認する審判をした(乙2、20)。原告は、大阪高等裁判所(以下「大阪高裁」という。)に対し、同月26日、上記時報という。)に対し、同月26日、上記時報という。)に対し、同月26日、上記時報といる方法を申し立てたが、大阪高裁は、同年7月12日、上記時報といる方法である。 つ。)に対し、向月26日、上記番刊につき抗告を申し立てたか、大阪高裁は、同年7月12日、上記抗告を集却する 旨の決定を行い、同決定は、同月13日に確定した(乙3、4、20)。これを受けて、本件所長は、同日、Aに係る 法27条1項3号に基づく里親委託措置をとった(弁論の全趣旨)。 なお、この間、本件所長は、大阪家裁に対し、平成15年12月24日、Aに係る法33条の6に基づく親権 喪失宣告の申立てを行ったが、平成16年3月23日に上記申立てを取り下げている(乙20)。 (5) 原告は、大阪市長に対し、平成15年12月1日付けで、本件処分についての審査請求を行った(甲2)。大 阪市長職務代理者大阪市助役は、平成16年4月19日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決を行った(甲3)。 (6) 原告は、大阪地方裁判所に対し、同年7月14日、本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。
- - 争点
 - 本案前の争点

(被告の主張)

(原告の主張) 被告の主張は争う。

本案の争点

(原告の主張)

(原告の主張) ア(ア) a 本件処分のような保護者による児童の虐待を理由として行われた緊急保護の一時保護処分は、当事者の同意や家庭裁判所の承認がないまま、児童のほかその親の権利をも制限することから、法33条2項の「必要があると認めるとき」は、児童や親の基本的人権が害されないよう限定的に解する必要がある。このように解すると、虐待を理由に一時保護処分を行うには、虐待の疑いがあるだけでは不十分というべきであって、虐待を理由とする一時保護処分は、虐待の事実があり、かつ、児童を親から引き離す必要がある場合にのみ認められるべきである。 仮に、緊急保護を必要とするような事実が存在しなくても一時保護処分が違法とならない場合があるとすれば、それは、一時保護処分をする側が事実関係を十分に調査し、その調査に基づき緊急保護をすべき事情が存する

その後、Aは、γ小学校(平成13年9月から平成15年6月まで), δ小学校(平成15年7月か

十分注意を払っていた。

なお、本件児童相談所は、原告に対し、本件処分の前後に、Aの養育について問い合わせなどをするこ とはなかった。

こはながった。
(イ) a この点、被告は、一時保護処分の要件としては虐待の疑いで足りると主張する。しかし、これは法33条の「必要があると認めるとき」との文言を拡大解釈するものであって認められない。
また、被告は、一時保護処分は、法27条1項3号による裁判所の処分が行われるまでの間に行われるものであるから、その要件は緩やかに解釈してもよいような主張をする。しかし、一時保護処分は、2か月もの長期間にわたって親子を引き離すものであり、その後に裁判所の裁判があり得ることをもって、一時保護処分の要件を緩やかに解することは許されない。

好をさせた事実はない。

好をさせた事実にない。 また、被告は、平成15年8月29日に第1回目の虐待通告があり、虐待の有無を調査していたところ、同年11月19日に第2回目の虐待通告があったと主張するが、第1回目の通告から約3か月間にわたって調査したにもかかわらず虐待の事実が確認できなかったのは、虐待の事実がないことを示すものであり、同日の通報は、学校からの相談であって、虐待通告ではない。 イ本件処分は、原告とAとを接触しないようにしておいて、大阪家裁から里親委託措置の承認と親権喪失決定を得る目的で行われたものであるが、これらの目的のために一時保護を行うのは、法33条に反し違法である。ウ原告は、上記のとおり違法な本件処分により、Aと引き離され生活することとなったが、これにより、原告は、経済的に余裕のない中、AをDとともに育ててきた家庭生活を破壊され、精神的に打撃を被った。このような精神的損害を敵腐に換算すれば、その額は300万円を下らない。

(被告の主張)

ア(ア) 法28条1項,27条1項3号及び33条2項の文理からは、法33条2項の一時保護処分について 児童を虐待している事実ではなく、虐待の事実の疑いの存在(児童を一時保護する必要性の存在)が要件となって

から、当該一時保護処分に引き続いて裁判所の判断がされることが予定されており、一時保護処分は、当該裁判所の判断がされるまでの間暫定的に認められた処分であるから、一時保護処分そのものによって児童及びその保護者の人権が 侵害されるおそればない。

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断
1 本件処分の取消請求について
(1) 法33条2項は、一時保護処分は、都道府県知事(法59条の4の規定により権限の委任がされている場合を含む。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる旨規定し、法33条3項は、同条2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない旨規定し、同条4項は、同条3項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない旨規定し、同条4項は、同条3項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない旨規定による一時保護を行うことができる旨規定している。これらの規定からすれば、法は、法33条2項に基づく一時保護処分を、法27条1項又は2項の措置をとるに至るまでの暫定的な措置として規定していることが明らかであり、法27条1項又は2項の措置がとられれば、当該一時保護処分は効力を失うものと解するのが相当である。他方、法27条1項又は2項の措置は、当該措置に先行して法33条2項に基づく一時保護処分が行われることをその要件としているものとは解されない。そうであるとすれば、法33条2項に基づく一時保護処分の取消しを求める訴認処分に基づく一時保護中に法27条1項又は2項の措置がとられたときは、当該一時保護処分の取消しを求める訴えの利益は失われるものと解すべきである。

2) これを本件についてみると、上記争いのない事実等によれば、本件処分が平成15年11月19日に行われた後、本件処分に基づく一時保護中、平成16年7月13日、Aについて法27条1項3号に基づく里親委託措置がとられたというのであるから、本件処分の取消しを求める訴えの利益は失われたものというべきである。したがって、本件処分の取消しを求める訴えは、不適法として、却下を免れない。 2 国家賠償請求について

2 国家賠負請派について (1)ア 法25条本文は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう(法6条)。以下同じ。)のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨規定し、児童虐待防止法6条1項、2項は、児童虐待(保護者がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)に対し、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、又は児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう(同法2条)。 児童を現に監護する者をいう(法6 以下同じ。制語が再と、法215条の規定による通告を受けた児童等又はその保護項目のないには、接215条の規定による通告を受けた児童等又は、児童特別がよくと思われる児童を発見した者は、連やかに通告といる。 は200条のいずれの別型には、児童特別を持ちていた。 200条の11年の別型には、200条の11年のの別型には、200条の11年のの別型には、200条の11年のの別型には、200条の11年のの別型には、200条の11年のの別型には、200条の11年のの別型には11年の別型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11年の列型に11

された (乙5)

された(Z5)。 イ Aは、平成15年11月19日午前8時ころ、 δ 小学校に登校すべく家を出た(原告本人)。Aは、学校に 着くと、Aの担任の教師に対し、同日朝の登校前、原告から家の付近で追い掛け回されたなどと述べて、家に帰りたく ない旨泣きながら申し出た(当事者間に争いのない事実)。 ウ δ 小学校は、Aからの上記申出を受けて、同日、本件児童相談所に対し、Aの虐待に関する通告を行った。 上記通告を受けた本件児童相談所は、同日、 δ 小学校に児童福祉司らを派遣し、Aから事情聴取を行った(

本件事情聴取)

上記通告を受けた本件児童相談所は、同日、 δ 小字校に児童福祉可らを派逼し、Aから争行聴収を打つに、本件事情聴取)。
Aは、児童福祉司らに対し、本件事情聴取の際、真実の母親(原告)のところにいたくなく、里親(C大妻)のところに帰りたい、家には帰らず児童相談所に行くなどと訴え、原告はAをすぐ叩く、原告は、Aが熟を出したときも、通常の場合は病院に連れていかず、寝かせてもくれず、熱が少し下がると薬を捨ててしまう、原告は弟にはやさしくするのにAにはやさしくしてくれない、あまがりかわいがっている、Aの帰宅が学校での劇の練習などで遅くなったときも怒られ、帰宅が遅くなると、食事をさせてくれない、朝食を毎日食べておらず、その時間、原告は寝ている、原告は、Aの顔を平手で、足を拳で殴り、殴られた部分は青あざになる、Aの尻を布団たたきでたたく、原告に殴られてできたけがは1年生のときから常にある、これ以上たたかれたり追い出されたりしたくない、原告が約束してもいては、Aが目覚ましをかけていたのに、原告が勝手に目覚ましを止めてしまい、怒って家の近所のセブンイレブンまで追い掛けてきたと話した(乙15)。
Aは、本件事情聴取終了後、上記児童福祉司らとともに、本件児童相談所に赴き、大阪市長は、Aに対し、同日、法33条2項に基づき、一時保護の場所を本件児童相談所のと見ていないか、原告が追い掛けてこないかを始始こる。この間、Aは、本件児童相談所に向かう車中で、原告が窓から見ていないか、原告が追い掛けてこないのできる構造になっていた。この間、Aは、本件児童相談所の玄関に到着した際も、同玄関がだれでも入ることのできる構造になっていたとに強い不安を示していた(乙15)。
エ Aは、本件児童相談所の玄関に到着した際も、同玄関がだれでも入ることのできる構造になっているとに強い不安を示していた。と記制服の白色ブラウスは汚れのため全体的に黒ずんでおり、特に両袖口は果くット内側の名前欄にはA以外の者の名前が記されていた。また、Aが上記制服の上に着用していたえんじ色のセーターは、全ページ(4)

体的に薄汚れており、左袖口はほころび、胸から脇にかけての部分は下に着ている服が透けて見える程度に生地が薄くなっていた。Aが当時履いていた靴も全体的に薄汚れており、ゴム製の靴底もつま先やかかとを中心にすり減っていた。さらに、Aの右脚の膝と背中に青あざが存在した(当事者間に争いのない事実、乙2、3、6ないし11、14、 弁論の全趣旨)

りる。 しかし、そもそもこれらの証拠関係から直ちに原告が本件処分当時Aに対しその心身の健全な育成に必要かつ 適切な監護を行っていた事実を推認することはできないのみならず、前記のとおり、法33条2項の規定による一時保 護を行うためには、当該児童が児童虐待を受けた児童であるなど保護者に監護させることが不適当な児童であって、法 27条1項又は2項の措置を要すると認めるに足りる相当の理由があれば足りるところ、前記認定のとおり、本件処分 当時、Aについて上記相当の理由を認めるに足りる事実関係が認められたのであるから、原告の上記主張を採用するこ とはできない。

とはできない。また、原告は、Aが、以前に里親委託を受けていたC夫妻の下に赴くことを予定し、本件処分当日の朝原告に追い回されたという虚偽の事実を述べて、本件児童相談所の一時保護を受けたといった趣旨の主張をし、これに沿う証拠として甲6、7、10、11を提出し、原告本人も上記主張に沿う供述をする。しかし、甲6、7は、これらがAが作成した書面であるとしても、作成日時の記載がなく、その作成時期が不明である上、上記書面には、Aの反省及び謝罪が記載されているにすぎず、C夫妻の下に赴きたいとのAの意思を読み取ることは困難である。また、甲10、11は、現在、小学生の虚言や規範意識の崩れといった問題が存在し、増加する傾向にあることを一般的に示すものにすぎず、Aが原告の主張するような虚言を述べた事実を推認させるものではない。他に、原告の上記主張事実を認めるに足りる証拠もない。なお、甲14の記載内容からは、Aが過去に虚言を述べていた様子がうかがわれなくもないが、そのことから直ちに、上記(2) ウで認定したAの供述内容のすべてが虚言であると断定することはできず、他に上記供述内容が虚言であることを裏付けるに足りる的確な証拠もない。

はあることを裏付けるに足りる的確な証拠もない。 さらに、原告は、本件処分は、原告とAとを接触しないようにしておいて、大阪家裁から里親委託措置の承認と親権喪失決定を得る目的で行われたものであるが、これらの目的のために一時保護を行うのは、法33条に反し違法 である旨主張する。

である旨主張する。
しかし、上述のとおり、法33条2項の規定による一時保護は、法27条1項又は2項の措置をとるに至るまでの間、当該児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、当該児童に対し暫定的に保護を加える制度として規定されたものであるところ、本件処分当時Aを緊急に保護する必要性が認められ、その後Aについて法27条1項3号に基づく里親委託措置が採られるまでの間引き続き一時保護を行う必要性が存在したことは前記のとおりであるから、本件処分に原告の主張するような違法があるということはできない。
(5) 以上によれば、Aについて法33条2項の規定による一時保護(本件処分)を開始し、その後法27条1項3号に基づく里親委託措置が採られるまでの間引き続き一時保護を行った大阪市長の行為に国賠法1条1項にいう違法があったということはできない。したがって、原告の被告に対する同項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。
3 以上によれば、本件訴えのうち、本件処分の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下すべきであり、原告の被告に対するその余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって主文のとおり判決する。
大阪地方裁判所第2民事部

昍

大阪地方裁判所第2民事部

裁判官

Ш 知 郎 裁判長裁判官 西 裁判官 田 中 健 治 彦

石

H